



# 知っ得!! 国保

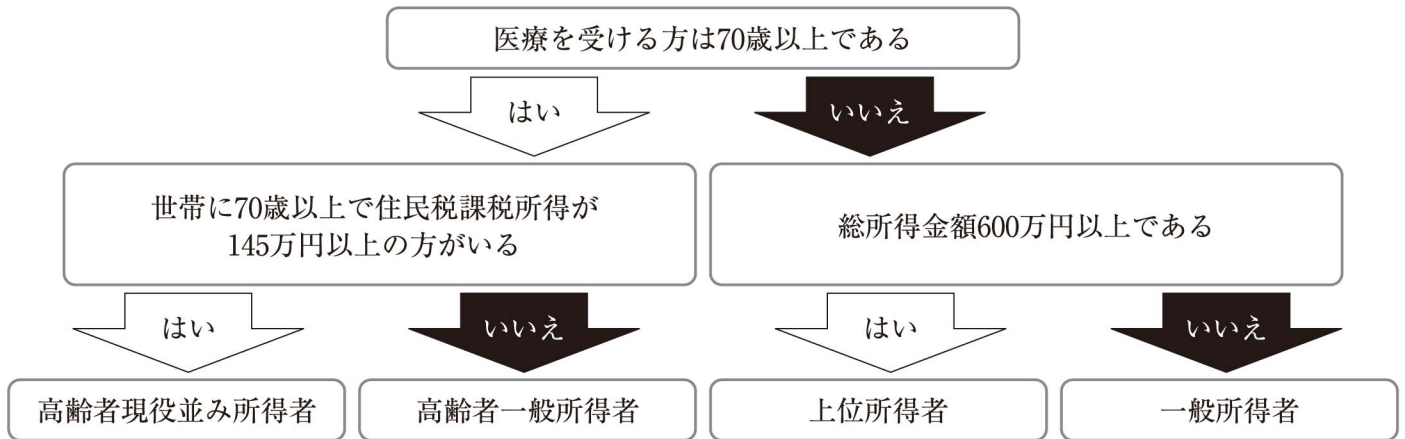
— 医療保険制度 あれこれ —

## 高額な医療を受ける方へ ～限度額適用申請が必要です～

ひと月の医療費の自己負担は、世帯の所得などに応じて限度額が決まります。

限度額適用認定申請をしていただくと、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行されます。医療機関に入院・通院された場合、この認定証を提示することによって、医療費の支払いが自己負担の限度額までとなります。

### 所得区分フローチャート



### 70歳以上の自己負担限度額

所得区分	外来（個人単位）	入院+外来（世帯単位）
高齢者現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
高齢者一般所得者	12,000円	44,400円

### 70歳未満の自己負担限度額

所得区分	限度額
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
一般所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1%

### 申請に必要なもの

- ・ 保険証
- ・ 高齢受給者証（70歳～74歳の方のみ）
- ・ 印鑑

（期限の切れた認定証をお持ちの方は、お持ちください。）

※低所得者区分や入院時の食事代の減額に該当する場合があります。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232